

諮問番号：令和5年度諮問第13号

答申番号：令和6年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年7月3日、神戸市 を住所として、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第19条第4項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項及び福祉事務所長委任規則（昭和37年4月規則第21号。神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）附則第2条第5項による廃止前のもの。）第4項の規定に基づき保護の実施機関たる神戸市長から委任を受けた神戸市 福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、法に基づく保護の申請をした。これを受け、処分庁は、同日付け保護開始決定通知書により、同日を保護の開始時期とする保護開始決定処分をした（以下、「本件保護処分」という。）。
- 2 審査請求人は、平成30年8月2日、「生活保護制度に関する確認について」と題する文書（以下「本件確認書」という。）に署名捺印をしたものを処分庁に提出した。本件確認書には、生活保護を受けるに当たった義務の内容、届出が必要な場合の例示、処分庁が保護の目的達成のため必要な指導又は指示をしたときはこれに従わなければならない旨の記載に加え、その署名欄の上には、「福祉事務所から説明を受け、そ

の内容を確認し、理解しました。」と記載されていた。

- 3 処分庁は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「本件銀行A」という。）、埼玉県民共済生活協同組合（以下「本件共済組合」という。）、株式会社埼玉りそな銀行（以下「本件銀行B」という。）及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「本件組合連合会」という。）に対し、審査請求人に係る取引状況について、法第29条第1項の規定に基づく調査を行った結果、審査請求人名義の本件銀行Aの口座に対し本件共済組合から令和2年3月2日付け245,000円及び令和3年10月4日付け110,000円、厚生労働省職業安定局から同年1月7日付け4円、本件組合連合会から同年4月12日付け98,000円並びに審査請求人名義の本件銀行Bの口座に対し本件組合連合会から同年10月7日付け65,000円の合計518,004円の入金（以下「本件入金」という。）があった旨の回答を得た。
- 4 処分庁は、令和5年2月2日、神戸市[]福祉事務所において、ケース診断会議を実施し、審査請求人に対し、法第78条第1項に基づく徴収する方針を決定した。
- 5 地方自治法第153条第1項及び神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（令和6年1月規則第37号）による改正前のもの）第66条第1項の規定に基づき神戸市長から委任を受けた処分庁は、令和5年2月2日、審査請求人に対し、本件入金の無申告を理由として、法第78条第1項に基づき、令和2年3月1日から令和3年10月31日まで実施した法による保護の費用のうち480,504円の徴収を決定し、令和5年2月9日付け神戸[]第[]号生活保護費徴収通知書により通知した（以下「本件処分」という。）。
- 6 審査請求人は、令和5年5月9日、本件処分を取り消す、との裁決を求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 不実の申請をしていないこと

審査請求人は、毎回通帳のコピーを添えて処分庁に収入状況を説明しており、処分庁は通帳の記帳内容を確認して審査請求人に保険金収入など収入があることを認識していたのであるから、不実の申請その他不正の手段により生活保護をうけた事実がない。説明や指導は皆無です。

(2) その他不正の手段をとる故意がないこと

審査請求人に対して、処分庁は保険金収入があった場合に収入の申告をするように説明していなかったため、審査請求人は保険金などの収入があった場合に処分庁に申告しなければならないということ自体を知らなかった。そして収入を隠す意思がなかったから前記のとおり通帳をそのままコピーして処分庁へ提出していた。

(3) 最初の家庭訪問時の処分庁の対応について

最初の家庭訪問は、家の様子見に処分庁の職員2人が来られましたが、8月初めで暑く、エアコンも壊れていたため暑さに参った様子で、若い方が「暑い、早く帰ろう。」と、せかしたので最初の担当者であるケースワーカー（以下「本件職員A」という。）が用紙を出し、「ここへ名前を書いて」と書類に記入したら、「よく読んでおいてね」と言いながら帰られました。

(4) 最初の家庭訪問以降の処分庁の対応について

ア 最初の家庭訪問以来、全く訪問がないので、処分庁に電話して相談したところ、本件職員Aから「そんなものはない」と一蹴されました。

イ 令和3年6月に、審査請求人が第2腰椎圧迫骨折し、
に2週間入院し、リハビリで医療法人社団
病院（以下「本件病院」という。）へ転院となり、（7月12日～8月31日）入院期間が1か月を超えた頃に3人目のケースワー

カー（以下「本件職員B」という。）が係長（以下「本件職員C」という。）とご一緒に本件病院へ来られ、本件病院のソーシャルワーカーも同席されて、本件職員Bが話し出されたのは、入院期間が1か月を超えると毎月の保護費が入院基準になるため、1日1,000円として、月額30,000円の支払いが必要である旨、又、医療費が発生する旨でした。納得出来できず、本件職員Bに疑問をぶつけようと電話を入れた処、生活支援課の方が電話口に出られて、「本件職員Bは3か月いや、来年の初め迄いません。」との応答に言葉が出ませんでした。

ウ 令和4年に、4回程、処分庁の訪問があり、1回目、2回目は、同席した審査請求人の友人と要を得ない世間話等をして、帰り際に、書類を手渡しされました（要は署名させる為だったようです）。金額が40,000円余り・90,000円余りで、何の金額か分からず、そのままにしていたら、2度目は金額が18,464円（介護保険含む）だったので1か月分の審査請求人の保護費と分かり、署名し、分割で支払っています。その後、40,000円は生活費、90,000円は医療費と口頭で話してくれたのですが、支払いはしていませんし、出来ません。そんな中、480,000円余りの返還・徴収の書類が届き、問い合わせをしても、はっきりした説明がなく、呼び出されて役所に行ったら、「病院に入院した診断書の領収書出して」と言われ、渡すとコピーしたらしく、すぐに戻してくれて、しばらくして、他に共済保険の再発行のハガキや案内書（審査請求人の取り寄せではない）。保険金の金額かと思うと同時に、なんで、保険の事は新たに入る時報告とあったのもう30年以上前に保険に入ってるし、共済保険だし、通帳のコピーも収入報告時に添えて提出しています。共済保険ですし、助け合いの保険です。保険の掛金の扶助も受けていません。申請時や受理された時には通帳のコピーも取られてたはずですが、保険金をまさか受けるような事になるとは思いもしませんでした。

一言の指導もなかった事は残念です。審査請求人は、それが収入とは全く認識していませんでした。だって資本となる掛金は審査請求人が節約して出していますし、当然審査請求人の物と思ってました。今でも、通帳に記帳されていたのに一言もアドバイスがなかったことは納得できません。報告時にコピーも必ず添付しているのにです。

(5) 本件入金が申告すべき収入に該当しないこと

訳の分からない通知や返還・徴収金等の書類が届き、電話しても殆んど不在で、返信もなく、あっても何の指導もなく無言だったり、話題を変えたりして先に切ってしまいます。指導や説明を排除して、結論で責めるのでは、何がどうなって、こうだからの説明が抜けていて納得できません。やっと、保険金の事と分かった時、疑問でした。それは「保護のしおり」に届け出る事の中の保険は「新たに保険…に加入したとき」とあり、全く該当しないので驚きました。保険は生命でなく共済だし、30年余り前に加入しており、新たにではなく、古くから入っています。

(6) 処分庁の主張に対する反論

ア 処分庁は、平成30年8月2日、「保護制度についての説明を行った上で、審査請求人は確認の署名を行」った旨を主張していますが、審査請求人が当日、生活支援課に着くと、担当の方（男性）が、「通帳、記帳して来て」と指示され、銀行で記帳を行い、担当の方から「保護費持って来るから印鑑出して」と言われ、手渡し、記入するようにと、書類を受け取り担当者は出て行って、保護費を封筒に入れて戻って来た。審査請求人に手渡してくれ、次回からは通帳に振込みになると話されて書類のコピーを受け取って帰宅しましたが、保護の制度についての説明は全く受けておりません。説明を受ける余裕がなく署名を要請され、内容を確認する間などありませんでした。確か、「良く読んでね」というような言葉がけが書類を受け取る時にされた記憶がある丈です。

保護制度の説明は、令和3年8月末頃、上記(4)イの説明時が初めてです。審査請求人に対して、本件確認書に基づき保護制度の説明を行った等の処分庁の主張は、創作ですと、言わざるを得ません。

イ 処分庁は、令和3年8月24日、審査請求人の「入院先病院を訪問した際に、…入院給付金の請求手続及び収入認定について説明した」と主張していますが、当該説明など全くない。この頃は保険金などとは全く頭をかすめませんでした。本件確認書に「新たに保険…に加入したとき」とあり、全く審査請求人には関わりがないと認識していたので。なぜ保険の話を出さなかったか。「入院給付金」に関する書類の提出を指導など全くない。だから署名を強要していたのか、と思い知りました。とにかく「県民共済、国民共済」とは結び付かない「入院給付金」と言われても継がりません。何故、「保険」のホの字も出ないのです。審査請求人には全然結び付きませんでした。

令和5年4月に呼び出され説明と言うより、早口で書類を読み上げて、サインをと言われたが、何を言っているか理解出来なかったので、現在、預り中の書類のみ保険に関しては、昔から入っている事と掛け金も年金からのやり繰りで自己負担(全額)全く該当しないと認識しております。

又、「審査請求人宅を訪問し、…再度説明」とありますが、その時は友人を同席していたせいも、世間話しを友人としていて、一体、何の為に来られたのか、と思った事を思い出します。訪問は2～3回あり、残り1回の時、本件職員Bは、帰り際に審査請求人の側に来て「書いて」と90,000余、40,000余、18,484円の書面を差し出したので、「訳が分からないものにサイン出来ません」と言うと、「保護切るよ」と言われたので、暮らせなくなると思い、18,484円分の1回/1,000円払いという事なので署名しました。4回程の来訪がありましたが一度も入院給付金の請求手続や収入認定について

の説明はありません。断言出来ます。

ウ 処分庁は、令和4年3月25日、「生活保護の制度、収入申告義務について説明したが、」と主張していますが、当時の係長は審査請求人が質問した件、以降は何も語らず、本件職員Bの回答も納得できないものでした。処分庁からは、改めて何も一度も説明を受けていません。署名させられ、「良く読んで下さい」と言われコピーを貰って帰りました。

そのコピーに書いてあるのを読んで(新たに保険…に加入したとき)の文字が決定的に審査請求人の場合は当てはまらなないと、確信しました。平成31年4月11日付け及び同年8月5日付けで以前の入院給付金について申告しているとありますが、全く記憶もなければ覚えがない。

「保険」についても、本件確認書に「新たに保険…に加入したとき」の文字が全てです。処分庁は保険の収入が本命。本来なら、届け出を欠いた場合、即、対応して周知させるのが任務ではないのですか。被保護者は何の知識(生活保護の)もないのです。

エ 後になりましたが、「毎回通帳のコピーを添えて…」の件

平成31年頃、「資産申告書」の提出後に、訂正依頼のため電話したところ、本件職員Aが「こちらで調べるから何でも分かる」とどなる様に言われて以降、その言に従い、書面の指導時に、残高の分かるページと説明書きにあったので、最後のページのみにする様になりました。でも、本件職員Bに担当が替った時は、事前に「最後のページだけコピーして」と指示があり、従ったまでです。保険の掛金など同ページにあります。

オ 処分庁の主張で「収入申告はなかった」とありますが、何度も繰り返してますが、「収入の感覚」ではなく、何年も前に加入したものです。

保険に関して、説明も、何の指導も無く、審査請求人は全く問題

はないと思ってました。説明・指導の欠如・不足ではないですか。審査請求人は、収入＝年金でしかなかったからです。指導者側は切り切った事なので、相手も分っているとの思い込み、そこに溝がありました。

令和4年3月25日の審査請求人宅への訪問時、本件職員Cからは一言もなく、本件職員Bは、同席した審査請求人の友人との雑談で終わった。そんな事が2度ありました。保険の「ホ」の字も話されていません。

とにかく処分庁は本件確認書を説明・指導している等、と主張していますが、説明・指導は受けていません。何処で、何時、誰が、とお聞きしたい。全く記憶ないです。

本件職員Bは毎回、説明もなく書類を審査請求人の顔につき付けて、サインを指示されました。納得いく物しか署名しておりません。「説明・指導をして」全くないです。言い切れません。平成30年8月2日分は保護の承認にかかわる事で読む間もなく従いました。説明・指導があれば、問いたい事や疑問、分らない事を理解出来たと思います。

全く指導・説明もなく、年月を掛けて、被保護者を計画的に窮地に落とし入れるという非情な行為に怒りを覚えます。処分庁の落ち度は明白です。処分取消を求めます。家庭訪問、説明、指導等の任務不履行が招いた結果である事は明白です。

2 審査庁の見解

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定

により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法第78条第1項の適用要件を満たすか

ア 法第78条第1項の適用要件

法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的な虚偽の申告をする場合だけでなく、消極的に本来申告すべき事実を申告しないことも含まれると解されている。

また、被保護者が「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたというためには、被保護者に不正受給の意思、すなわち、申告義務の対象となる収入が発生しているにもかかわらずこれを怠っていることの認識が必要と解される。

イ 審査請求人の入院給付金収入の不申告

(7) 審査請求人は、本件入金に係る入院共済金等の収入（以下「本件入院共済金等収入」という。）を処分庁に申告しなかった。

(1) この点、審査請求人は、本件入金が行われた各預貯金口座（以下「本件預貯金口座」という。）の通帳の写しを添えて処分庁に収入状況を説明しており、もって本件入院共済金等収入を申告していたことから、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けた事実はないという趣旨の主張をしている。

しかしながら、審査請求人が本件入金に係る取引履歴が記載された本件預貯金口座の写し等の資料を処分庁に提出していた事実は認められない。

ウ 審査請求人の不正受給の意思の有無

(7) 審査請求人は、本件入院共済金等収入が申告義務の対象となることを知らなかったと主張しており、これは不正受給の意思を否認する趣旨と解される。

(1) しかしながら、被保護者は、法第61条に基づき、収入の状況について変動があったときは、速やかに処分庁に申告する義務を

負っている。審査請求人は、上記申告義務に関する詳しい説明が記載された本件確認書に署名捺印の上、処分庁に提出しているところ、そこには「④給与・年金・手当・仕送りなどの収入の有無や、保険金・補償金などの臨時収入があるとき（高校生のアルバイト収入や借入金なども含みます。）」と明記されている。本件入院共済金等収入が「保険金・保証金などの臨時収入」に該当することは容易に理解することが可能であるし、現に審査請求人は平成31年3月25日に本件共済組合から共済金を受給したことを同年4月10日付け書面により処分庁に報告していたことをも踏まえると、審査請求人が本件入院共済金等収入が上記申告義務の対象となることを認識していたことは明かであり、同人には不正受給の意思が認められる。

エ よって、本件処分は法第78条第1項の適用要件を充たしている。

(2) 以上のとおり、本件処分は適法であり、他に取消しに値する不当な点も認められない。

第5 調査審議の経過

令和6年2月14日 第1回審議

令和6年3月25日 第2回審議

令和6年4月18日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 法第78条第1項の解釈

法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」とは、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によれば、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれると解されている。

また、被保護者が「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたというためには、被保護者に不正受給の意思、すなわち、申告義務の対象となる収入が発生しているにもかかわらず申告を怠っていることの認識が必要である。

2 法第78条第1項を適用したことの当否

(1) 審査請求人の本件入院共済金等収入の不申告

審査請求人が本件入金について記載された取引履歴等の資料を処分庁に提出していた事実は認められず、本件処分に係る本件入院共済金等収入があった期間の収入申告書についても、当該収入についての記載をしなかった。

よって、当該不申告は、「消極的に事実を故意に隠蔽する」ものであると認められる。

(2) 審査請求人の不正受給の意思の有無

審査請求人は、処分庁から、過去に加入した保険に係る入院共済金等の収入があった場合に、収入の申告をするように説明を受けていなかったこと等から、本件入院共済金等収入が申告義務の対象となる収入に該当するという認識に至らなかったことを理由として、不正受給の意思を否認しているものと考えられるが、当審査会としても、審査請求人には不正受給の意思が認められるとした処分庁の判断は相当である、と判断した。理由については、第4-2(1)ウ記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

(3) 以上より、本件処分は法第78条第1項の適用要件を充たしている。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治

(別紙) 関係通知の定め

【生活保護行政を適正に運営するための手引について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）】

IV 費用返還（徴収）及び告訴等の対応

1 [略]

2 法第78条の適用の判断

(1) 法第78条の趣旨

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせた者は刑法該当条文（詐欺等）又は法第85条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、係る不法行為により不正に保護を受けた者から保護費を返還させるよう法第78条が規定されている。

注) 「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。なお、不正な手段には、保護を受けることを目的として自ら身体を傷害した場合や、他人に交付された医療券を譲り受けてこれを悪用して医療扶助をうけた場合等も含むものである。

(2) [略]

3～5 [略]